

## 新座市内の建築物等における木造化・木質化等に関する方針

(平成29年3月14日庁議決定)

### (目的)

第1条 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針（平成15年11月15日埼玉県知事決裁）に即して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定め、市内の建築物等における県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進等に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この方針において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- (3) 市有施設 市が事業主体となり建築する公共の用又は公用に供する建築物をいう。
- (4) 市施工土木工事 市が事業主体となり施工する道路、公園、河川、下水道等に係る土木工事をいう。
- (5) 木造化 建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組その他の建築物に作用する荷重及び外力を支える部分（基礎を除く。）をいう。）の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (6) 木質化 次に掲げる建築物の部分に木材を利用することをいう。
  - ア 天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分
  - イ 外壁等の屋外に面する部分
- (7) 県産木材 原則として、さいたま県産木材認証制度に基づき認証された木材又は森林認証制度に基づく認証により、県内の森林から産出されたことが確認できる木材をいう。

### (木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3条 市は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先して市有施設（その敷地内の工作物を含む。第9条及び第10条第2項において同

じ。)の整備及び市施工土木工事において、次条から第9条までに定めるところにより、木材の利用の促進を図るものとする。

2 前項の規定によるほか、第10条に定める普及啓発により、市内の建築物における木材の利用の促進を図るものとする。

(市有施設の木造化の目標)

第4条 市有施設において、木造化の対象とする建築物は、次の各号のいずれにも該当しない建築物とする。

- (1) 地階を除く階数が4以上である建築物
- (2) 高さが16メートルを超える建築物
- (3) 延べ面積が3000平方メートルを超える建築物

2 前項の規定により対象とする市有施設は、その建築に当たって、次に掲げるものを除き、木造化に努めるものとする。

- (1) 建築基準法その他の法令や施設の設置基準等により、木造化することが困難な施設
- (2) 施設の用途、保安、維持管理等の特殊性により、木造化することが困難な施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、木造化することに困難な理由がある施設

(市有施設の木質化の目標)

第5条 市有施設の建築及び改修に当たっては、木造化の採否にかかわらず、次に掲げる部分について、可能な限り木質化を図るものとする。

(1) 第2条第6号アに掲げる室内に面する部分のうち、次に掲げる部分

- ア 玄関ホール
- イ ロビー
- ウ 共用廊下
- エ 主要な居室

(2) 第2条第6号イに掲げる屋外に面する部分のうち、次に掲げる部分

- ア 軒、庇、ピロティ等の雨よけがある外壁
- イ 軒裏及びピロティの天井

2 前項第1号に掲げる部分における木質化に当たっては、特に次に掲げる方法の採用について検討するものとする。

- (1) 床材を木質系のフローリング等とする方法
- (2) 建具を木製とする方法
- (3) 造り付け家具等を木製とする方法
- (4) 木質系のルーバー等を設ける方法

(5) 木質系の腰壁パネル等を設ける方法

(その他の木材利用の目標)

第6条 市有施設における備品及び消耗品について、木材を用いた製品を積極的に利用するよう努めるものとする。

2 市有施設において、暖房器具又はボイラーを設置する場合、木質バイオマス（薪、木質ペレットその他の動植物に由来する有機物である資源のうち木に由来するものをいう。）を燃料とするものの導入に努めるものとする。

3 次に掲げる工事は、その使用する材料等について、間伐材等の木材又は木材を用いた製品を利用するよう努めるものとする。

(1) 市施工土木工事

(2) 市有施設の敷地内に設ける案内板、掲示板、水槽、外柵、デッキ、パーゴラ、遊具その他これらに類する工作物に係る工事

(県産木材の利用)

第7条 前3条（前条第2項を除く。）の規定により利用する木材は、県産木材とするよう努めるものとする。

(コスト縮減等への留意)

第8条 第4条から前条までの規定の運用に当たっては、建設コストの縮減に十分留意するとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮し、市有施設ごとの特性や求められる性能等を踏まえ、それらを総合的に判断した上で、県産木材又は木材の利用に努めるものとする。

(木材関連業者等との連携)

第9条 市は、必要に応じて、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給を確保するため、市有施設を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者と相互に連携を図るものとする。

(普及啓発)

第10条 市は、必要に応じ県と連携して、木材の利用の促進の意義等について、市民や市内における建築物を整備する事業者に分かりやすく示すよう努めるものとする。

2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さ及び木材利用の意義を知ることができるよう、関係する木造施設の広報その他の普及啓発に努めるものとする。

3 市は、木材利用促進の日（毎年10月8日をいう。）を含む木材利用促進月間（毎年10月1日から同月31日までの期間をいう。）において、重点的に普及啓発に取り組むよう努めるものとする。

(情報提供等)

第11条 市は、県産木材の流通及び製品等に関する情報の収集、分析及び提供に努めるものとする。

(委任)

第12条 この方針に定めるもののほか、市内の建築物等の木造化・木質化等を円滑に推進するために必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則 (平成29年3月14日庁議決定)

この方針は、庁議決定した日から適用する。

附 則 (令和8年2月18日市長決裁)

この方針は、決裁のあった日から適用する。